

日本文教出版『平成 27 年度版「小学算数」教科書検討の観点からみた特色』より抜粋

平成 23 年度用
小学算数

算数と道徳教育との関連

学年	巻・頁	単元名【タイトル】	具体的な取り扱い内容	道徳教育の内容
1 年	104	ひきざん	教室の飾り付けをみんなで協力して仕事を進める	勤労
	142	いまなんじ	生活を反省し、よりよい生活習慣の形成の材料にする	基本的な生活習慣
2 年	上 10	ひょうとグラフ 時ごとと時間	生活を反省し、よりよい生活習慣の形成の材料にする	基本的な生活習慣
	上 32	ひき算	話し合いにおいてお互いの考えや意見を尊重する	友情
	上 88	たし算とひき算の筆算	リサイクル活動において、目標をもって取り組もうとする	努力、勤労
	上 93	たし算とひき算の筆算	缶の分別活動を通じて、社会のきまりにふれる	公德心
	下 42	長方形と正方形	しきつめられた図形の美しさについてふれる	畏敬の念
3 年	上 16	【昔の九九】	昔の人の努力を知り、進んで勉強しようとする態度を育てる	郷土愛、愛国心
	上 84	時間の計算と短い時間	日常生活での時刻の計算の活用にふれながら、家族の中での協力について関心を高める	自主・自立、努力、勤労、家族愛
	上 85	時間の計算と短い時間	生活を反省し、よりよい生活習慣の形成の材料にする	自主、自立
	上100	【どうよむのかな？】	日本の古語や外国語の数の表現にふれ、いろいろな数の表現の仕方について関心を高める	愛国心、国際理解
	下 11	【外国の長さの単位】	外国の長さの単位にふれ、異なる単位系や文化への関心を高める	愛国心
	下 12	【昔の長さの単位】	昔の長さの単位や楽器についてふれ、関心を高める	郷土愛、愛国心
	下 74	三角形と角	話し合いにおいてお互いの考えや意見を尊重する	信頼、友情
4 年	上 4	大きい数	日本や各国の人口を題材に、外国について関心を深める	国際理解
	上 50	【日本の時刻、世界の時刻】	世界と日本の時刻の違いから、外国と日本への関心を深める	愛国心、国際理解
	上 99	【5のかたまり】	日本と外国の昔の数の表し方にふれ、興味をもつ	愛国心、国際理解
	上123	四角形	しきつめられた図形の美しさについてふれる	畏敬の念
	下 56	整理のしかた	交通ルールや食事のマナー、協力者への感謝について知る	礼儀、公德心
	下114	【昔の時刻の数え方】	昔の時刻について知る	愛国心
	下134	代金をうまく見積もろう	家族の中での手伝いなどについて関心を高める	自主、自立、家族愛
5 年	上 23	図形の角と合同	図形のしきつめを通して、その美しさや不思議さにふれる	畏敬の念
	上110	オムレツをつくらう	オムレツづくりを通して家族の協力を知る	努力、家族愛
	下 88	【長方形を正方形にできるかな】	和算の問題を考え、伝統や文化にふれる	郷土愛、愛国心
	下100	正多角形と円	正多角形の美しさについて知る	畏敬の念
	下108	正多角形と円	円周率の歴史にふれ、日本や世界の数学者の業績を知る	畏敬の念、愛国心
6 年	下124	【算数が好きなしるし】	算額について知り、和算という日本古来の文化に関心を深める	愛国心
	上 4	対称な図形	図形の対称性の美しさについて知る	畏敬の念
	上 13	対称な図形	対称性の美しさについて知る	畏敬の念
	上 48	【30分って何時間？】	日本、英語での時間の表現の仕方を知り、分数の学習と結びつける	国際理解
	上 53	分数のわり算	話し合いにおいてお互いの考えや意見を尊重する	尊敬、感謝
	上 82	【土俵ってどのくらいの大きさなの？】	国技である相撲の土俵の大きさについて考え、伝統にふれる	愛国心
	上100	【地球にある水のおよその量】	地球上の水は膨大な量にのぼること、しかし、人間が使える水の量はその中のごく一部であることを知る	環境保全
	上116	スポンジケーキの作り方について考えよう	ケーキづくりを通して、家族を大切に思い、そのために努力する	努力、家族愛
	下 44	場合の数	諸外国の人との挨拶にふれながら、場合の数について考える	国際理解
	下 48	場合の数	目的地につく条件を整理し、自主的に計画やものごとを進めることについて考える	自主、自立、役割と責任
	下 71	メートル法	外国での単位の表現、日本古来の単位について知る	愛国心、国際理解
	下 90	マテマランドの探検	和算の問題にふれ、関心を高める	愛国心
下100	マテマランドの探検	自然の中にあるフィボナッチ数について知り、その不思議さにふれる	畏敬の念	
下112	いかす算数	伝統的な棒ばかりについて知る	愛国心	

※ は、「伝統と文化に関する教育」と関連のある内容を示しています。

算数と道徳教育との関連

学年	巻・頁	単元名 [タイトル]	具体的な取り扱い内容	道徳的学習指導要領との対応
1年	136	なんじなんぶん	生活を身通し,よい生活習慣を身に付ける材料にする	1 (1)
	上 16	ひょうごグラフ 時ごとと時間	生活を身通し,よい生活習慣を身に付ける材料にする	1 (1)
2年	上 26	だし算	お互いの考えや意見を確認し合う ※全学年を通して	2 (3)
	上 40	ひき算	お互いの考えや意見を確認し合う ※全学年を通して	2 (3)
	上 80	だし算とひき算の計算	伍の取捨活動を通じて,社会的約束やまきりにふれる	4 (1)(2)
	上 114	長方形と正方形	しきつめられた図形の美しさについてふれる	3 (3)
3年	上 22	[香のかけ]	香の人の努力を知り,進んで学習しようとする態度を育てる	4 (6)
	上 50	時間の計算と短い時間	日常生活で特定の計算の活用がふれるが,家族の中での協力について考える	1 (1) 4 (3)
	上 56	だし算とひき算	リサイクル活動において,目標をもって取り組もうとする	4 (1)(2)
	上 94	[どうよむのかな?]	日本の古書や外国語の歌の表現にふれ,いろいろな歌の表現のしかたについて関心を高める	4 (6)
4年	上 126	[1日の行動調べ]	生活を身通し,自立した生活習慣を身に付ける材料にする	1 (1)
	下 12	[香の長さの単位]	香の長さの単位や素題についてふれ,関心を持つ	4 (6)
	下 60	三角形と角	しきつめられた図形の美しさについてふれる	3 (3)
	上 10	大きい数	日本や世界の人口を題材に,外国について関心を高める	4 (6)
5年	上 16	[数の区切り方]	数の表し方を通じて,外国と日本の数の表し方への関心を高める	4 (6)
	上 91	[見えるあつり]	そろばんを有効的に活用する方法を知る	4 (6)
	上 93	[5のかたまり]	日本と外国の香の歌の表し方にふれ,興味をもつ	4 (6)
	上 114	四角形	しきつめられた図形の美しさについてふれる	3 (3)
6年	下 66	計算の見直し	概算を使った計算を通じて,買い物や家族の手伝いについて関心を持つ	2 (4) 4 (3)
	下 82	[香の時刻のかぞえ方]	香の時刻について知る	4 (6)
	上 25	図形の合同と角	図形のしきつめめを通じて,その美しさや不思議さについてふれる	3 (3)
	上 114	お手伝い	夏休み中の手伝いなどについて関心を高める	2 (5) 4 (5)
7年	下 78	[星の形を正方形にできるかな]	和算で扱われていた問題を考え,我が国の伝統や文化にふれる	4 (7)
	下 92	正多角形と円	正多角形の美しさについてふれる	3 (3)
	下 92	[ぼりばりのない数,円周率]	円周率の歴史にふれ,日本や世界の数学者の業績を知る	4 (7)(8)
	下 104	[算数が好きになるし]	算数について知り,和算という日本古来の文化に関心を高める	4 (7)
8年	上 10	対称な図形	身のまわりのものの対称性の美しさについてふれる	3 (3)
	上 20	対称な図形	図家の対称性の美しさについてふれ,自分のマークをつくる	3 (3)
	上 44	[30分って何時間?]	日本,英語での時間の表現のしかたを知り,分算の学習と結びつける	4 (8)
	上 72	[仕掛ってどのくらいの大きさなの]	和算の土俵の大きさについて考え,伝統や文化にふれる	4 (7)
9年	上 124	スポンジケーキのつくり方	ケーキづくりを通して,家族を大切に思い,そのために努力する	4 (5)
	下 36	集合の数	海外の人との接点にふれるが,場合の数について考える	4 (8)
	下 40	集合の数	目的につく条件を整理し,自主的に計画やもくことを進めることについて考える	1 (3) 4 (1)
	下 66	輪ばかりを使って	伝統的な輪ばかりを素材にして考える	4 (7)
10年	下 77	マテマランドの探検	和算で扱われていた問題を考え,我が国の伝統や文化にふれる	4 (7)

□は「伝統・文化に関する内容」と関連のあるものを示しています。

項目	特徴	特色	長所	留意点
●学習意欲や効果高められるよう工夫がなされているか。	①教科書を有効に活用するため,体感や構成は創意,工夫がなされているか。	①子どもたちの目標に立つて,効果的な学習ができようとする体感や構成になっている。	●体感,問題解決的な学習を効果的に進めるため,側面を活用できるようにAB型を採用しています。 ●1年間の教科書は,数のしくみや加法・減法の意味など,1年間を通して学習に関連づけたり振り返ることができるようになっています。 ●高学年(5,6年)の教科書は,内容の質・量の充実に伴うページ数の増加による子どもたちの重量負担を軽減するために,2分冊にしています。	▶全単元 ▶1年 ▶5年,6年
●教科書のレイアウトやイラストは,子どもたちの親しみやすさや発達段階に配慮されているか。	②教科書のレイアウトやイラストは,子どもたちの親しみやすさや発達段階に配慮されているか。	②教科書を有効に活用できるように,親しみやすいイラストや写真,図解などを効果的に活用している。	●各学年が登場する子どもキャラクターは,学年単位で描き分け,1年間の成長を1つの世界観で表現できるようにしています。 ●作業や体験などの活動を促す場面は,その内容がイメージしやすいように,子どもたちが実際に活動している写真やイラストを多く用いています。	▶全単元
●子どもたちが親しみやすく,学習意欲を高められるよう工夫がなされているか。	③子どもたちの関心を高め,親しみやすく,効果的な学習指導が図られるように配慮されているか。	③子どもたちの目標に立つて,効果的な学習ができようとする体感や構成になっている。	●巻頭は,問題解決的な学習の展開例,ノートの書き方,教科書で使われているマークの意味,今後の学習に必要な学習事項などを掲載して,学年当初に学習のやり方を紹介しています。 ●新しい単元の導入は,原則見聞を構成とし,操作,既習事項の振り返り,身の回りの観察などを通して,学習への動機付けや素地作りを行う「単元アプローチ」を設けています。 ●巻末に設けた切り取り用の折り込みの図形やパーツなどには,ミニシムを入れ,時間の効率化が図られるようにしています。	▶上巻P.2~8 (2年以降) ▶2年上P.92 4年下P.92 6年下P.58 ほか ▶上巻P.6~7 (2年以降) ▶全単元(2年以降)
●学校(授業)と家庭(自学)の両方の場面で,教科書を有効に活用できる工夫がなされているか。	④学校でも家庭でも,教科書を有効に活用でき,子どもたちも親しみやすいような構成になっているか。	④学校でも家庭でも,教科書を有効に活用でき,子どもたちも親しみやすいような構成になっているか。	●巻頭に「教科書の使い方」を設け,教科書で使われているマークの意味やコーナーの設定意図などを原書にもわかるように解説しています。 ●A2判の紙面を生かした見出し「見出し」「見出し」の観点から「キャラクターの吹き出し」などを活用して学習の手がかりを提示しています。 ●単元の前の「次の学習のために」,巻末の「もう一度考えよう」,巻末の「力を付けよう」は,子どもたちの実践に促した柔軟な取り組みが期待できます。	▶全単元(2年以降) ▶全単元(2年以降)
●印刷は鮮明で見やすく,型本は堅牢であるか。	⑤印刷は鮮明で見やすく,型本は堅牢であるか。	⑤文字の大きさ,字間,行間などは,子どもたちの発達段階や読書習慣を考慮し,読みやすく,見やすくなるように配慮しています。	●文字組は,できるだけ行間をあけて,全体としてゆとりと空間をとるようにしています。また,本文の字体は教科書体を用い,重要語句などのゴシック体や書き文字書体も教科書用の字体にして,国語科の学習と関連が生じないようにしています。	▶全単元
●印刷は鮮明で見やすく,色は適切であるか。	⑥印刷は鮮明で見やすく,色は適切であるか。	⑥教科書全体を4色印刷とし,めりはりのある美しい紙面になっているか。	●彩色は,目に優しい中間色を基調にしつつ,めりはりのある紙面になるように部分的に原色系の色も使用しています。	▶全単元
●型本は長期間の使用に耐えられるようにできているか。	⑦型本は長期間の使用に耐えられるようにできているか。	⑦型本は長期間の使用に耐えられるようにできているか。	●表紙は,耐久性や堅牢性を考慮して表面加工を施したり,折り込みは本文より紙質を厚くしたりして,堅牢性に配慮した作りをしています。 ●本文用紙は,厚みがないような紙質を保ち,目に優しいものになっています。	▶全単元 ▶全単元 ▶全単元
●印刷や造本で,環境・健康への配慮はなされているか。	⑧印刷や造本で,環境・健康への配慮はなされているか。	⑧印刷や造本で,環境・健康への配慮はなされているか。	●資源保護に配慮し,写真の鮮明性を保ちながら,表紙・本文ともに再生紙を使用しています。 ●植物性インクを使用しているため,従来の印刷に比べ人体への影響が少なくなっています。	▶全単元 ▶全単元



28文科初第604号
平成28年7月29日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原



(印影印刷)



学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

平成27年3月27日付け26文科初第1339号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定，小学校学習指導要領の一部を改正する告示，中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（通知）」でお知らせしたとおり，平成27年3月に，学校教育法施行規則及び小学校学習指導要領，中学校学習指導要領，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下「小・中学校学習指導要領等」という。）の一部改正が行われ，従来の「道徳の時間」が新たに「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）として位置づけられました。

道徳科の評価の在り方については，文部科学省において「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設けて平成27年6月から検討を行い，本年7月22日に報告を受けたところです。

文部科学省においては，専門家会議の報告を受け，各学校における道徳科の学習評価が円滑に行われるとともに，各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう，学習評価を行うに当たっての配慮事項，指導要

録に記載する事項及び各学校における指導要録の作成に当たっての配慮事項等下記のとおり取りまとめました。

については、下記に示す学習評価を行うに当たっての配慮事項等について十分に御了解の上、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、本報告の趣旨も踏まえ、指導要録の様式が適切に設定され、新しい道徳科に対応した学習指導と学習評価が行われるよう、これらの十分な周知及び必要な指導等をお願いします。その際、入学者選抜を行う高校学校等に対しても、遺漏なく周知下さいますようお願いいたします。

記

1 道徳科の学習評価に関する基本的な考え方について

道徳科の評価を行うに当たっては、小・中学校学習指導要領等第3章の児童生徒の「学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする」との規定の趣旨や、「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（平成26年10月21日中央教育審議会）の「道徳性の評価の基盤には、教員と児童生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要」であり、道徳性の評価は「児童生徒が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すべき」との評価に当たっての考え方等を十分に踏まえる必要がある。

具体的には以下の点に留意し、学習活動における児童生徒の「学習状況や道徳性に係る成長の様子」を、観点別評価ではなく個人内評価として丁寧に見取り、記述で表現することが適切である。

- ① 児童生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価としては、育むべき資質・能力を観点別に分節し、学習状況を分析的に捉えることは妥当ではないこと。
- ② このため、道徳科については、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考えを深める」という学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童生徒が学習の見通しをもって振り返る場面を適切に設定しつつ見取ることが求められること。
- ③ 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと。

考えを記録する

- ④ 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- ⑤ その際、特に道徳教育の質的転換を図るといふ今回の道徳の特別教科化の趣旨を踏まえれば、特に、学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが求められること。

2 多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善について
別添の専門家会議の報告を踏まえ、多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善に向けて積極的に取り組むことが求められること。

3 小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部の指導要録について
道徳科については、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子について、特に顕著と認められる具体的な状況等について記述による評価を行うこと。

4 入学者選抜における取扱について
道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子の把握については、
・児童生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うという道徳科の目標に照らし、その児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます観点から行うものであり、個人内評価であるとの趣旨がより強く要請されること。
・児童生徒自身が、入学者選抜や調査書などを気にすることなく、真正面から自分のこととして道徳的価値に多面的・多角的に向き合うことこそ道徳教育の質的転換の目的であることから、「各教科の評定」や「出欠の記録」、「行動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」などとは基本的な性格が異なるものであり、調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること。

総務部

中・高入式

県
入試センター
調査書

- 5 発達障害等のある児童生徒への必要な配慮について
- (1) 道徳科の指導に当たっては、児童生徒の障害による学習上の困難さ、集中することや継続的に行動をコントロールすることの困難さ、他人との社会的関係を形成することの困難さなどの状況ごとに、指導上の必要な配慮を行うこと。こうした配慮を継続的に行うことができるよう、個別の指導計画等に指導上の必要な配慮を記載することが考えられること。
 - (2) 評価を行うに当たっても、困難さの状況ごとの配慮が必要であり、前述のような配慮を伴った指導を行った結果として、相手の意見を取り入れつつ自分の考えを深めているかなど、児童生徒が多角的・多面的な見方へ発展させていたり道徳

保存用

[参考1]

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名		学校名		区分	学年	1	2	3	4	5	6
				学級							
				整理番号							

各教科の学習の記録								特別の教科 道徳							
I 観点別学習状況								学年 学習状況及び道徳性に係る成長の様子							
教科	観点	学年		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
国語	国語への関心・意欲・態度														
	話す・聞く能力														
	書く能力														
	読む能力														
	言語についての知識・理解・技能														
社会	社会的事象への関心・意欲・態度														
	社会的な思考・判断・表現														
	観察・資料活用														
	社会的事象についての知識・理解														
算数	算数への関心・意欲・態度														
	数学的な考え方														
	数量や図形についての知識・理解														
理科	自然事象への関心・意欲・態度														
	科学的な思考・表現														
	観察・実験の技能														
生活	生活への関心・意欲・態度														
	活動や体験についての思考・表現														
音楽	音楽への関心・意欲・態度														
	音楽表現の創意工夫														
	音楽表現の技能														
	鑑賞の能力														
図画工作	造形への関心・意欲・態度														
	発想や構想の能力														
	創造的な技能														
家庭	家庭生活への関心・意欲・態度														
	生活を創意工夫する能力														
	家庭生活についての知識・理解														
体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度														
	運動や健康・安全についての思考・判断														

外国語活動の記録			
観点	学年	5	6
コミュニケーションへの関心・意欲・態度			
外国語への慣れ親しみ			
言語や文化に関する気付き			

総合的な学習の時間の記録			
学年	学習活動	観点	評価
3			
4			
5			
6			

II 評 定										特別活動の記録								
学年	教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	内容	観点	学年	1	2	3	4	5	6
3										児童会活動								
4										クラブ活動								
5										学校行事								
6																		

外国人語活動(英語)の記録

学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)より抜粋

中学校生徒指導要録 (参考様式)

様式2 (指導に関する記録)

生徒氏名		学校名			区分	学年	1	2	3				
					学級								
					整理番号								
各教科の学習の記録													
I 観点別学習状況													
教科	観点	学年	1	2	3	教科	観点	学年	1	2	3		
国語	国語への関心・意欲・態度												
	話す・聞く能力												
	書く能力												
	読む能力												
	言語についての知識・理解・技能												
II 評 定													
社会	社会的事象への関心・意欲・態度					学年	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術
	社会的な思考・判断・表現					1							
	資料活用の技能					2							
	社会的事象についての知識・理解					3							
数学	数学への関心・意欲・態度					学年	教科	保健体育	技術・家庭	外国語			
	数学的な見方や考え方					1							
	数学的な技能					2							
	数量や図形などについての知識・理解					3							
特別の教科 道徳													
						学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子						
理科	自然事象への関心・意欲・態度					1							
	科学的な思考・表現 観察・実験の技能					2							
	自然事象についての知識・理解					3							
総合的な学習の時間の記録													
音楽	音楽への関心・意欲・態度					学年	学習活動	観点	評価				
	音楽表現の創意工夫					1							
	音楽表現の技能												
鑑賞の能力													
美術	美術への関心・意欲・態度					2							
	発想や構想の能力												
	創造的な技能 鑑賞の能力												
保健体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度					3							
	運動や健康・安全についての思考・判断												
	運動の技能												
	運動や健康・安全についての知識・理解												
技術・家庭	生活や技術への関心・意欲・態度					1							
	生活を工夫し創造する能力												
	生活の技能												
	生活や技術についての知識・理解												
外国語	コミュニケーションへの関心・意欲・態度					2							
	外国語表現の能力												
	外国語理解の能力												
	言語や文化についての知識・理解					3							
特別活動の記録													
						内容	観点	学年	1	2	3		
						学級活動							
						生徒会活動							
						学校行事							

学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)より抜粋

いじめの防止等のための基本的な方針

(平成25年10月11日文科科学大臣決定)(抜粋)

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

当該組織(注:学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

文部科学省作成資料

「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について（報告）（抜粋）

（平成 28 年 7 月 22 日 道徳教育に係る評価当の在り方に関する専門家会議）

（個人内評価として見取り、記述により表現することの基本的な考え方）

- 道徳科において、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子をどのように見取り、記述するかということについては、学校の実態や児童生徒の実態に応じて、指導方法の工夫と併せて適切に考える必要がある。
- 児童生徒が一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させているかどうかという点については、例えば、道徳的な問題に対する判断の根拠やその時の心情を様々な視点から捉え考えようとしていることや、自分と違う意見や立場を理解しようとしていること、複数の道徳的価値の対立が生じる場面において取り得る行動を多面的・多角的に考えようとしていることを発言や感想文や質問紙の記述等から見取るという方法が考えられる。
- 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかどうかという点についても、例えば、読み物教材の登場人物を自分に置き換えて考え、自分なりに具体的にイメージして理解しようとしていることに着目したり、自らの生活や考えを見直していることがうかがえる部分に着目したりするという視点も考えられる。また、道徳的な問題に対して自己の取り得る行動を他者と議論する中で、道徳的価値の理解をさらに深めているかや、道徳的価値を実現することの難しさを自分事として捉え、考えようとしているかという視点も考えられる。
- また、発言が多くない児童生徒や考えたことを文章に記述することが苦手な児童生徒が、教師の話や他の児童生徒の話に聞き入り考えを深めようとしている姿に着目するなど、発言や記述ではない形で表出する児童生徒の姿に着目することも重要である。
- さらに、学期や年間を通じて、当初は感想文や質問紙に、感想をそのまま書いただけであった児童生徒が、回を追うごとに、主人公に共感したり、自分なりに考えを深めた内容を書くように変化が見られたり、既習の内容と関連づけて考えている場面に着目するなど、一単位時間の授業だけでなく、児童生徒が長い期間を経て、多面的・多角的な見方へと発展していたり、道徳的価値の理解が深まったりしていることを見取るという視点もある。
- ここに挙げた視点はいずれについても例示であり、指導する教師一人一人が、質の高い多様な指導方法へと指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにするという道徳科の評価の趣旨を理解したうえで、学校の状況や児童生徒一人一人の状況を踏まえた評価を工夫することが求められる。

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）>

（文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助）

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2～4 （略）

<地方自治法（抄）>

（是正の要求）

第二百四十五条の五 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2～4 （略）

5 普通地方公共団体は、第一項、第三項又は前項の規定による求めを受けたときは、当該事務の処理について違反の是正又は改善のための必要な措置を講じなければならない。

調査書（内申書）の作成に関する国の強制力の行使について

一 現行の調査書（内申書）に関する法令等について

- ① 学校教育法施行規則 78 条
校長に調査書その他必要な書類を生徒の進学しようとする学校の校長に送付する義務
- ② 学校教育法施行規則 90 条 1 項
高等学校の入学は、調査書その他必要な書類、学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可

二 現行の地方自治法・地教行法の規定について

1 調査書（内申書）の作成事務の性質

→自治事務と解されている。

2 自治事務に対する国の関与に関する法制度

- (1) 地方自治法 245 条の 4 による技術的な助言・勧告・資料の提出の要求

※ 法律上、助言・勧告・要求に従うべき義務を負うものではない。

- (2) 地教行法 48 条による指導、助言及び援助

→ (1) よりも広く、「技術的」なものに限らず、「必要な」指導・助言・援助ができるものと解釈されている。

※ 指導・助言・援助のいずれも法的拘束力を持たない非権力的な関与とされている。

- (3) 地方自治法 245 条の 5 による是正の要求

以下の要件をみたす場合には是正要求

まね ① 法令違反と認めるとき

② 著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認められるとき

→ 都道府県は、事務処理について違反の是正又は改善措置を講ずる義務（市町村の事務の場合、大臣は都道府県に違反是正・改善措置を講ずべきことを当該市町村に求めるよう指示）

※ 大臣の要求に不服がある場合、地方自治体は国地方係争処理委員会に審査申出可能

※ 教育委員会の事務に対する是正要求の方式

文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村教育委員会の教育に関する事務の

管理及び執行について法令違反・事務懈怠により児童生徒等の教育を受ける権利が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかであるとして、(3)の是正要求をする場合、当該教育委員会が講ずべき措置の内容を示して行うこととされている（地教行法49条）。

(4) 地教行法50条による文部科学大臣の指示

都道府県委員会・市町村教育委員会の教育に関する事務の管理・執行に法令違反・事務懈怠がある場合において

- かつ
- ① 児童生徒等の生命身体への被害拡大又は被害発生防止
 - ② 緊急の必要がある場合

→文部科学大臣による違反是正・適切な事務執行の指示ができる。

○高等学校の入学者選抜における調査書に関する国の関与について
(都道府県教育委員会が作成する調査書の様式等について国が強制力をもって関わることはできないのではないか。)

- 調査書の様式を含めた高等学校の入学者選抜の方法については、高等学校の設置・管理やそこで行う教育の一環として、いずれも自治事務として各都道府県が責任を持って行うものである。
- お尋ねの「強制力」が具体的にどのようなことを指すのか不明であるが、文部科学大臣は、都道府県教育委員会等が行う入学者選抜において、各種法令や学習指導要領の趣旨等に照らして不適切な事案があれば、当然、必要な指導・助言・援助を行うことにより改善を求めることとなる。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条第1項により、文部科学大臣は、教育事務処理の適正化という見地からする限りにおいて、地方自治法第245条の4にあるような「技術的」という制約はなく、広く必要な指導・助言・援助を行うことができる。)

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

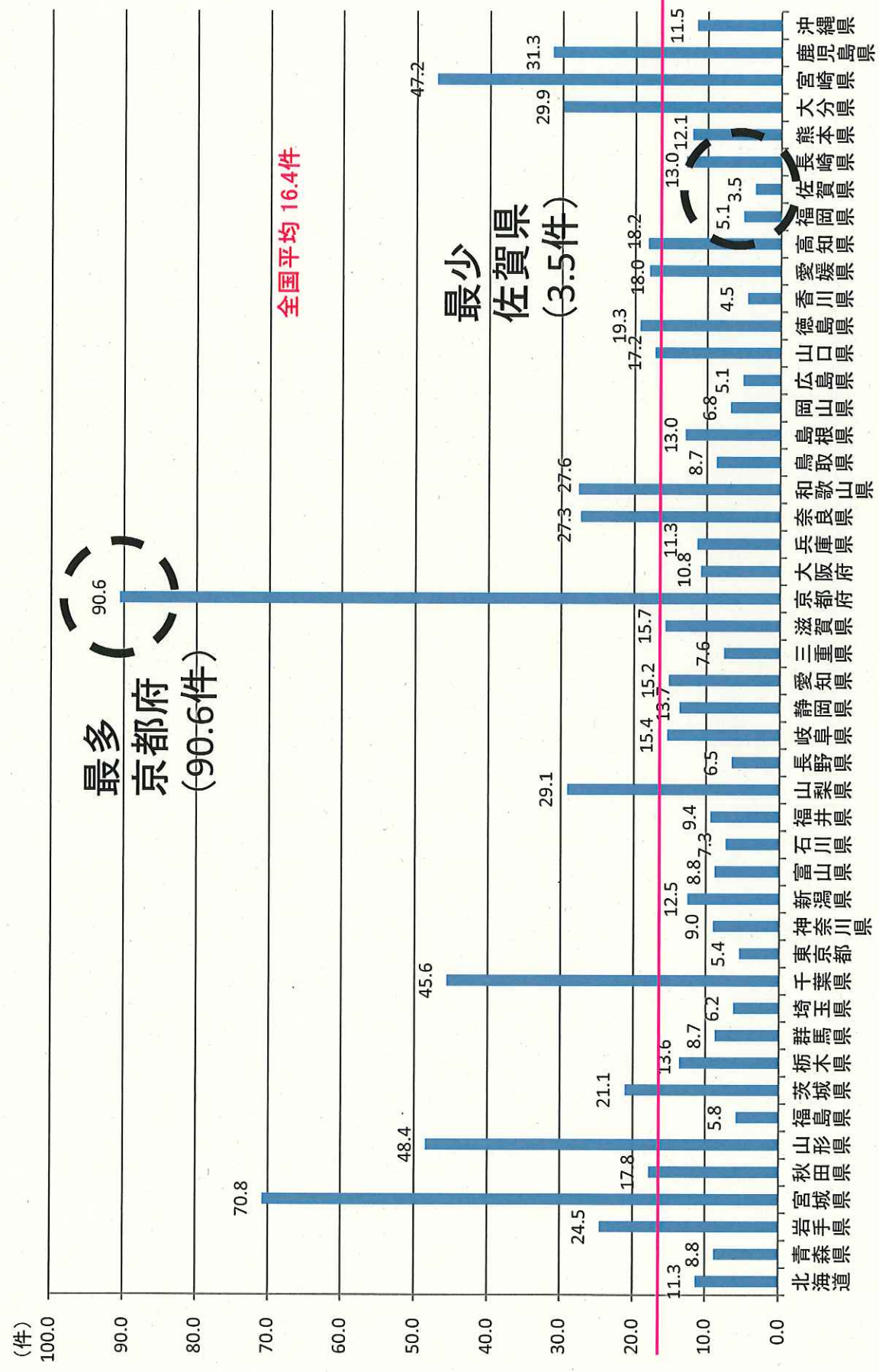
(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2～4 (略)

文部科学省作成資料

1,000人当たりのいじめ認知件数（平成27年度）都道府県比較 （約26倍の差）



文部科学省「平成27年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果

いじめの認知件数(公私別)

◇小学校

	いじめの認知件数	在籍児童数(人)	1,000人当たりの認知件数
公立	149,516	6,425,754	23.3
私立	912	77,082	11.8
差	148,604	6,348,672	11.4

◇中学校(中等教育学校前期課程含む)

	いじめの認知件数	在籍生徒数(人)	1,000人当たりの認知件数
公立	56,952	3,202,018	17.8
私立	2,033	247,208	8.2
差	54,919	2,954,810	9.6

平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(速報値)より

「道徳」の評価はどうなる？

Q

道徳が「特別の教科」になり、入試で「愛国心」が評価されるというのは本当ですか？
道徳が評価されると、本音が言えなくなり、息苦しい世の中にならないか心配です。

A

道徳科の評価で、特定の考え方を押しつけたり、入試で使用したりはしません。

「特別の教科 道徳」※では、道徳的な価値を自分のこととしてとらえ、よく考え、議論する道徳へと転換し、特定の考え方に無批判に従うような子供ではなく、主体的に考え未来を切り拓く子供を育てます。

※「教科」とは、教科書を使用し、教科ごとの免許があり、数値による評価を行うものを言いますが、道徳については、数値による評価を行わず、担任が担当することから、特に「特別の教科」という新たな位置づけが設けられました。平成30年度から小学校で、「特別の教科 道徳」（道徳科）が始まります。

● **これまでの道徳の時間には、様々な課題がありました。**

- ・ いじめなどの現実の問題に対応できていない
- ・ 読み物を読んで感想を述べるだけで終わっている
- ・ 教科書や評価がないことなどから、他教科に比べて軽視されがち（行事の準備を行う時間になっていたりすることもある…）

● **「教育再生実行会議」の第1次提言や中央教育審議会答申等を踏まえ、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳（道徳科）」とし、抜本的な改善を図ります。**

- ・ 質の高い教科書を使えるようにし、9年間を通じて適切な学習が行えるようにします。
- ・ 例えば、小学校低学年では、人の気持ちを考えさせ、「してはならないことがあるよ」などの基本を指導します。
- ・ その上で、道徳的な価値を自分のこととして考えるための、「考え、議論する道徳」へと転換します。

● **道徳科の学習状況や成長の様子を評価し指導の改善に生かしますが、入試には使いません。**

- ・ 道徳科の評価については、これまで国会などでも何度も丁寧に説明しています。
- ・ 評価は教育改善のためのものであり、道徳科では、特に、数値で評価して他の子供達と比較したり、入試で活用したりすることはしません。
- ・ 「国や郷土を愛する態度」などの個別の内容項目の評価はしないので、「愛国心」を評価することなどあり得ません。
- ・ 道徳科の評価は、道徳科の授業で自分のこととして考えている、他人の考えなどをしっかり受け止めているといった成長の様子を丁寧に、記述による「励まし、伸ばす」積極的評価を行います。
- ・ このような道徳科の評価は入試にはなじまず、入試で活用したり調査書（内申書）に記載したりはしません。

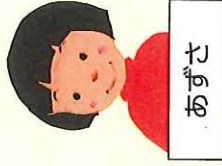
※ **こうした方針のもと、現在、文部科学省において有識者会議で議論を進めており、7月開催予定の会議において議論をまとめた上で、都道府県教育委員会等に周知・指導**します。

大切な家族がぞく


あなたにとって家族とは、どのような人たちですか。
あずさんは、次のようにまとめてみました。




おじいちゃん
こまっているときは、
いつもいっしょになやん
でくれる。





おばあちゃん
元気がないとき、はげ
まして、おうえんしてく
れる。



お父さん
わたしたちのために仕事しごとをがんばって
くれている。いろいろな遊びあそびを教えてくれる。
お父さんが作つくってくれる料理りょうりはおいしいよ。



お母さん
わたしたちのために仕事しごとをがんばっている。
食事しょくじの用意よういやせんたくをしてくれる。しか
られることもあるけど、何でも話せる。



お姉ちゃん
勉強べんきょうや遊びあそびを教えてくれる。けんかもす
るけど、いっしょに遊ぶあそぶととても楽しい。

● あなたも自分の家族のことをまとめてみましょう。